平成２４年（フ）第６３２号
京都府向日市物集女町クヅ子18番地、申立時の住所京都市西京区大枝東長町１番地42ヴェルデ洛西206号
債務者　ジョイサービスこと　井上　智博
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５０号
京都市北区紫野南花ノ坊町４番地２　サンハウス紫野102号
債務者　富田　和子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８６号
京都市伏見区紙子屋町553番地１　シャンボール山田301号
債務者　村瀬　勝洋
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０５号
京都府長岡京市久貝２丁目15番７号　中山マンション105
債務者　芦田　　勇
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１６号
京都市東山区本町22丁目499番地　マイクロビル201号
債務者　的場　俊明
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
長崎県五島市木場町247番地６
債務者　山口　　旭
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第５２５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原208番地２県営屋宜原団地509号
債務者　内間　龍吾
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５７２号
沖縄県那覇市小禄１丁目１番43号　上原アパート201
債務者　藤山　典智
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９０号
川崎市多摩区堰２丁目９番40―101号
債務者　工藤　康研
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
川崎市多摩区堰２丁目９番40―101号
債務者　工藤　陽三
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
川崎市川崎区日進町９番地16　新村方
債務者　川下　勝範
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０４号
川崎市高津区末長1029番地14、前住所川崎市高津区新作６丁目５番６　204号アミークス武蔵新城
債務者　椿野　英昭
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
川崎市川崎区日進町11番地７　ニュー川崎ドミールマンション503
債務者　小泉　仁子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
川崎市高津区久本１丁目10番１号　203
債務者　佐藤　愛菜
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３０号
川崎市川崎区小田２丁目19番15号
債務者　布施多加江
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
川崎市幸区小倉２丁目26番22号　小林荘201
債務者　根岸　英俊
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係